

令和 5 年 3 月議会

生活環境委員会 報告資料

- 令和 5 年度 福岡市土地開発基金事業計画案について 1 頁
- 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の運用開始について 3 頁

令和 5 年 3 月
道路下水道局

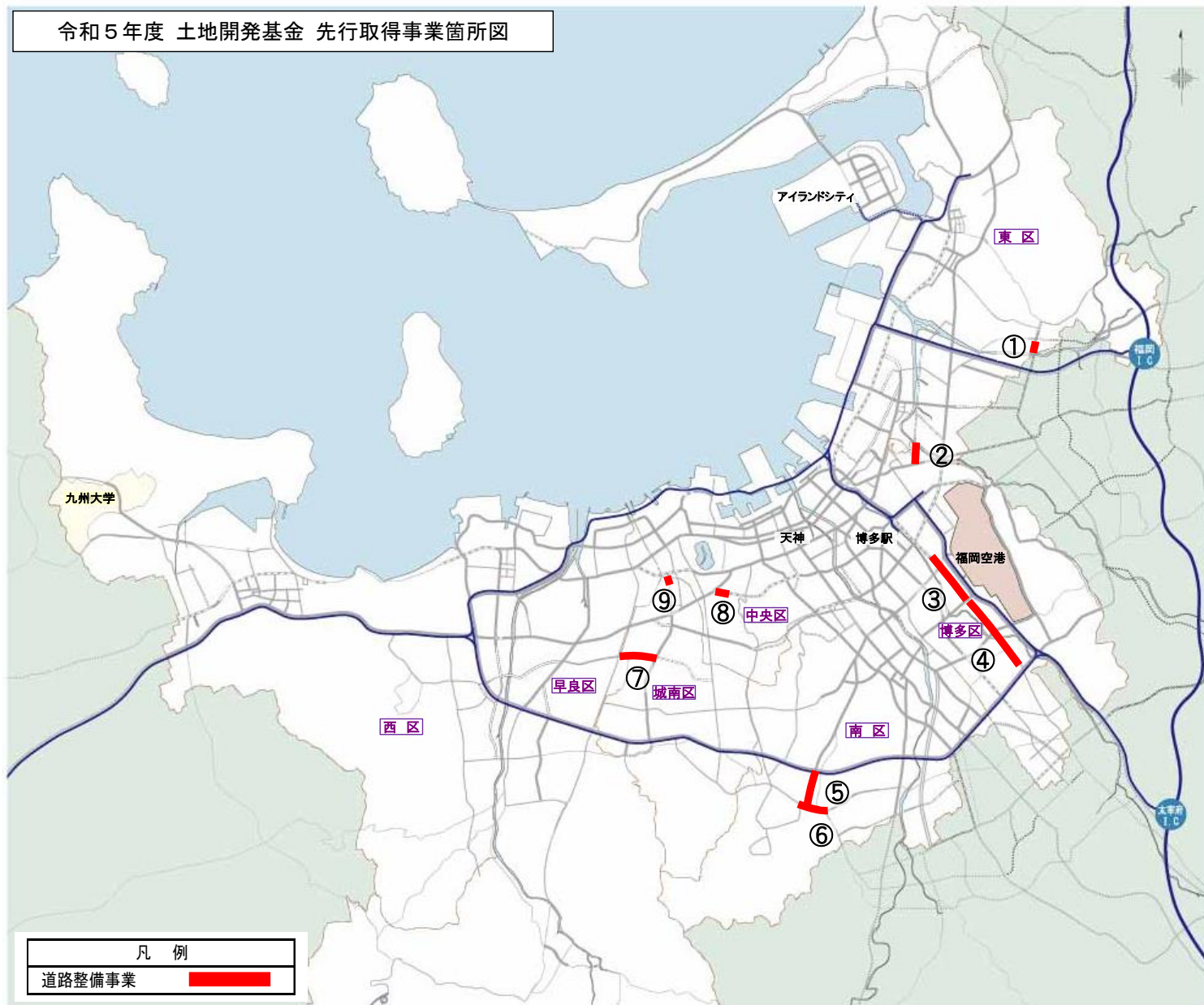
令和5年度 福岡市土地開発基金事業計画案について

道路整備

道路整備事業において、都市の骨格となる幹線道路及び市民生活に密接に関連する生活道路等、多様な都市活動を支える重要な基盤施設としての道路整備を効率的に推進するため、用地の先行取得を行うもの。

No	路線名 (工区名)	事業計画区間		令和5年度計画		買収 予定価格
		延長 (m)	幅員 (m)	買収面積 (㎡)	補償件数 (件)	
①	都市計画道路 粕屋久山線 (土井)	250	25	622.35	9	不動産価格 評定委員会 の評定価格 以内
②	都市計画道路 吉塚松崎線 (吉塚)	610	15	334.14	—	
③	都市計画道路 国道3号線 (半道橋)	1,240	25	173.68	—	
④	都市計画道路 国道3号線 (東那珂)	1,915	25	174.96	—	
⑤	都市計画道路 野間屋形原線 (花畑)	761	25	1,831.21	9	
⑥	都市計画道路 老司片江線 (やよい坂)	680	14~25	150.58	15	
⑦	都市計画道路 長尾橋本線 (茶山)	920	22	248.27	2	
⑧	市道 博多駅草ヶ江線 (六本松・谷)	200	25	141.43	—	
⑨	市道 地行鳥飼七隈線 (鳥飼)	190	16~17	292.76	—	
合計 9路線				3,969.38	35	
事業計画額				1,686,156 千円		
基金への返還残高 (令和4年度末見込み)				242,571 千円		

令和5年度 土地開発基金 先行取得事業箇所図



歩行者利便増進道路制度の運用開始について

国において、令和2年11月に、道路法等の一部改正により「歩行者利便増進道路制度」が創設されたことを受け、福岡市においても、令和4年3月に、「福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」を一部改正し、「歩行者利便増進道路」を新たに規定するとともに、導入に向けた検討を進めてきたところであり、令和5年4月から、同制度の運用を開始するため、その内容について報告するもの。

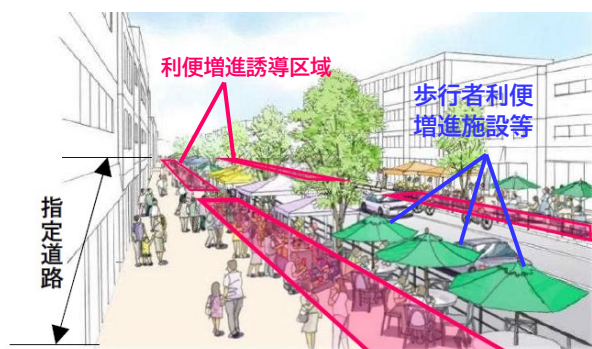
- ・令和4年3月 : 条例予算特別委員会 生活環境分科会 (条例改正)
- ・令和4年4月～ : 条例施行、運用に関する検討
- ・令和5年3月 (今回) : 生活環境委員会 (運用内容)
- ・令和5年4月～ : 制度の運用開始

1 歩行者利便増進道路制度について

歩行者利便増進道路制度とは、「道路空間を街の活性化に活用したい」、「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」などの道路への新しいニーズの高まりを受け、賑わいのある道路空間を構築することを目的とした道路指定制度である。

同制度については、各自治体により詳細な活用内容等を決めることとなっているため、福岡市での内容を定め、運用を開始するもの。

なお、国においては、類似制度である「コロナ占用特例(※1)」及び「国家戦略特別区域法における道路占用特例(※2)」については、歩行者利便増進道路制度へ適切な移行を図るよう、勧められている。



歩行者利便増進道路のイメージ (出典：国土交通省資料)

2 福岡市における歩行者利便増進道路制度の内容について

福岡市における歩行者利便増進道路制度については、以下の内容を踏まえた要綱を定め、事業者主体による道路の利活用を促し、賑わい空間の創出や道路の魅力向上を図っていく。

(1) 歩行者利便増進道路 (適用路線)

- ① 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること。
- ② 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること。
- ③ 歩行者の安全・円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。
- ④ 沿道住民や関係機関との協議等により理解が得られていること。

(2) 事業者（占用主体）

沿道住民等の理解が得られている団体とする。
（地域まちづくり協議会や商店街組合等を想定。）

(3) 歩行者利便増進施設等の種類（占用物件）

道路法施行令第16条の2で定めるもののうち、下記のものとする。

- ① 広告塔、看板
- ② ベンチ、街灯
- ③ 標識、旗ざお、幕、アーチ
- ④ 食事施設、購買施設
- ⑤ 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
・ 広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ

(4) 事業者を求める地域貢献

賑わいづくりにつながる道路の活用を認める代わりに、道路維持管理（清掃、マナー啓発等）への協力など、地域貢献を実施するものとする。

(5) 占用料

国の通知に基づき、道路維持管理への協力が行われる場合（上記、地域貢献）にあつては、条例で定める占用料の額の90%を減額するものとする。

3 今後の進め方について

令和5年4月から、市のホームページなどで、制度内容について周知を図るとともに、新規路線については、事業者から発意・提案を受け付け、関係者調整を行いながら、順次、歩行者利便増進道路制度を展開していく。

なお、「コロナ占用特例」及び「国家戦略特別区域法における道路占用特例」については、関係者協議を進め、歩行者利便増進道路制度への円滑な移行を図っていく。

【参考】

※1 「コロナ占用特例」

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の支援のための緊急措置として、市と地域住民・団体等が一体となって取り組む場合に限り、道路上で沿道飲食店等のテラス営業などを可能としたもので、特例措置の期限は、令和5年3月31日までとなっている。

※2 「国家戦略特別区域法における道路占用特例」

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点を形成するため、国家戦略特別区域内において、ベンチ、オープンカフェ等の占用許可基準を緩和する特例制度で、占用特例の期間は、令和9年3月31日までとなっている。